

第4回 中標津町景観計画 策定委員会 議事録

◇開催日時：平成28年6月29日（金） 14時00分～

◇開催場所：中標津町役場 3階301号会議室

◇参集者：委員18名中14名出席

1. 開会 中標津町建設水道部都市住宅課長 望月 正人

それでは、ただ今より第4回中標津町景観計画策定委員会を開催いたします。本日はお忙しい中、策定委員会にご出席いただきましてありがとうございます。

議事に入ります前に、4月に町内会役員の総会、それと役場の人事異動に重なりまして、委員が交代となっておりますので、ご紹介をさせていただきたいと思います。

計根別町内会連合会会長の岩淵さんに代わりまして、佐藤会長が景観計画策定委員会に就きましたので、よろしくお願いいたします。

（委員）

皆さん、こんにちは。第4回目からの参加ということで輪の中に入りづらい部分もありますが、よろしくお願いします。

（望月課長）

それと、役場部長職の異動に伴いまして交代をしています。総務部長の遠藤委員です。

（委員）

遠藤と申します。どうぞよろしくお願いします。

（望月課長）

建設水道部長の坂下委員です。

（委員）

4月から建設水道部長になりました坂下でございます。よろしくお願いいたします。

（望月課長）

本日の欠席でございますけれども、経済部長の菅野委員が欠席となっております。ご承知おきください。

それから、事務局に新たに桑田が就きましたので、よろしくお願いします。

（事務局）

新しく入りました桑田裕介です。よろしくお願いします。

（望月課長）

どうぞよろしくお願いいたします。

2. 挨拶

（委員長）

皆さん、こんにちは。3月に前回行われまして、本日は。こちらの予定では、9月くらいに行う予定の次回でこの景観計画の内容がおおよそ固まるということです。12月くらいにはパブリックコメントを出すための最終形になっているということで、本日と次回の2回でこの景観計画の骨格が決まることになります。

新年度になりまして、新しくいらっしゃる方もいますが、どうぞ活発な議論をしていた

だいて、今回と次回でこの計画書がある程度世に見せる形にしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

(望月課長)

ありがとうございます。それでは、議事に入りたいと思います。議事の進行につきましては、坂井委員長の方で進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(委員長)

はい。それでは本日の議事に入りたいと思います。お手元の資料 1 ですね。検討資料についてということで、事務局からご説明をよろしくお願いいたします。

3. 議事

(1) 検討資料について

① 前回（第 3 回）の振り返り ➡ 資料 1

【質疑なし】

② 中標津町の景観形成のルール（景観形成基準、届出対象行為） ※2 回目

③ 中標津町の景観形成を支える資源の指定方針や整備に関する事項 ※2 回目

④ 中標津町における景観まちづくりの推進方策

資料 2

(2) 意見交換

・中標津町の景観形成のルールについて ※2 回目

－ 全区域共通景観形成基準

－ 8 つの区域における追加の景観形成基準（景観形成重点区域、景観形成候補区域含む）

－ 届出対象行為

・中標津町の景観形成を支える資源の指定方針や整備に関する事項について ※2 回目

・中標津町における景観まちづくりの推進方策について

(3) その他報告事項

景観まちづくり団体交流会～景観まちづくりワークショップ～の開催概要（平成 28 年 6 月 9 日（木））

説明：資料 1

(委員長)

はい。今のご説明が、前回の第 3 回の時に出たご意見について修正した部分についてのご説明でした。A4 版の資料 1 と、A3 版の資料 2 と行ったり来たりで分かりにくかったかもしれませんが、資料 1 を見ていただくと大体の変更点が書いてありますので、今のご説明で分からないような質問とかご意見がありましたら、よろしくお願いいたします。

前回は 3 か月前ということもあるので、少し思い出しながらということもあると思います。このどこを変更したかという説明だけでは少し質問しにくいかもしれませんので、続けて今日の議事にある中標津の景観形成のルール、景観形成を支える資源の指定に関する事項ということで、資料 2 を中心に説明していただいて、まとめて議論ということにしたいと思います。よろしいでしょうか。お願いします。

説明：資料2 25 ページ～

(委員長)

ありがとうございました。資料2の25ページから説明をいただきました。ここは前回の委員会で出た意見に沿って修正したもの。個々の部分はありませんけれども、ここまでが、3章、4章と5章を中心に修正、加筆箇所なのですが、いかがでしょうか。

(委員)

48ページからの部分で、田園環境という言葉がこの地域に馴染まないと感じます。違う文言にした方がいいのではないのでしょうか。

(委員長)

はい。48ページですね。

(委員)

おそらく、農村地域と市街地地域、自然と人の住んでいる地域を一緒にして育もうという話だと思います。ただし文言として田園環境というその言葉が、地域的に田んぼもないため馴染んでいません。

(事務局)

実際に田園がないことと、地域の方々の視点が重要だと思いますので、修正するようにいたします。

(委員長)

確かに難しい点ではあります。農村地域という言葉がありましたので、そういったことにするかということですね。確かに田園よりは農村、酪農風景とか環境などの感じになるのかなと思います。ありがとうございました。他に何かありますでしょうか。

(委員)

3点あります。26ページです。ちょうど谷川委員に発言していただいたので確認したいのですが、右下の図で計根別や開陽やその集落の地域という、文章を読めば集落と分かるのですが、何かパッと見るだけだと計根別だけのイメージに捉えられないかと思ったのですが、谷川さんいかがですか。

(委員)

この前話した中で、養老牛のお話がありました。養老牛の言葉だけだと集落のない場所まで範囲としているように感じるため、「養老牛温泉」地域であれば集落が形成されている部分を集落区域として位置付ける話題と似ていますね。

(委員)

別のところに住んでいる人たちから「うちはどうなるの」など、そんな風に思わないかなという心配だけです。大丈夫でしたらそのまま良いと思います。

(委員長)

計根別は、36ページに計根別市街地及びその他の集落区域という区域があって、ご説明がありますよね。ここに市街地ってことがあるので、この地図で示しているところは市街地や集落という意味ではあると思うのですが。

(委員)

市街地と書いてあると何かと邪魔になるかなと思いつつ、そうやって書いた方がいいのか

なと思いました。まずそれが 1 点です。

それから 27 ページです。景観まちづくり活動の今後、今日いただいた表の中には入っていないですが、郷土館友の会という中標津町郷土館と共同で活動している団体がありまして、それでエゾタンポポを守る保護活動をしています。あと、野付半島とか海の方から持ってきた土のところで、中標津町内ですが、海の影響を受けた植生が育っている場所があります。あと、コウリントンポポというオレンジの花がたくさん増えてたりしました。

そこで、まちづくりの活動をどこまで整理すべきなのか、景観計画の中で整理すべきなのか、それとももっと下の計画でやるべきなのか、どこまで整理すべきか分からないですが、自生種をきちんと守るような場所がどこかに 1 箇所でもあった方がいいのではと思いました。それは意見としてお願いします。

最後が 42 ページです。

振興局で、標津川の中標津大橋のところよりももっと向こう側、開陽の方に行く部分を整備するといった話が出ていました。こうした案件にも上手く話し合いながら、この計画が実際に活用できるようになるのかという確認です。近くに大事な木があるらしく、もしかすると切られてしまうかもしれないと心配されている声もあります。いかがでしょうか。

(委員長)

事務局いかがでしょうか。

(事務局)

42 ページを例とした景観計画が大事な資源を守るための役割があるのか、というご質問についてですが、景観法に基づく景観計画として、資源を守る役割や効果があると考えています。

河川や道路などは町をまたいで繋がっている施設で、管理者が町や国や北海道と区間によって変わります。そのため管理者と協議しつつですが、大事な資源のうち公共施設であれば景観重要公共施設として指定することで守ることができ、景観づくりに活かしていくことができるものと思っています。

(委員)

はい、ありがとうございます。以上です。

(副委員長)

大事な木というのは詳細はわかりませんが、今、河川を含めて調査しているはずですが、すから、この調査の段階で具体的にあの木である、ということをおっしゃれば、まずはそれでいいかと思います。

(委員)

補足ですが、大事な木は大柳だと聞いています。実は私は標津川の整備懇談会のメンバーになっておりまして、カナダの方から河川や自然環境保護に精通する方を招いたりしています。河川管轄の北海道の担当に連絡しまして、便宜確認させていただきました。そこで、北海道側には対象となる木を認識してもらい、残してくれるという話はついているので、ご報告までさせていただきます。

(委員長)

ありがとうございました。3 点目は、先ほど事務局からもありましたように、河川や森林

は管理区域をまたがって国がやる場所、道がやる場所と違ったりしますよね。管理区域等をまたいで一体的な様相を成している景観を広域景観と呼んでいます。資料 2 に例として記載がある標津川を、中標津としては景観重要公共施設に位置付けることによって、周りの市町村にも景観に力を入れていることを周知することができるものと思います。ここから景観の輪が広がっていくのかなというのがあるので、良いのではと考えます。

ちょっと、さっきの 2 点目が分からなかったのですが、エゾタンポポなど、ここにない植生が育っている地域があるのですか。

(委員)

育ててきたつもりはなかったようです。緑づくりに配慮する、という条項ができることによって、緑を育てようとする意識が、逆に今ある自生種などを駆逐してしまう可能性もあるのかな、と思って言わせていただきました。

(委員長)

そうですね。いろいろな町で生物多様性とか外来種、自生種をどう守っていくとかという課題があります。多くの場合、環境、公園などの部署で検討が行われるのかなと思います。景観でこうした話題を中々取り上げられないのですが、もし役場に公園・緑地の部署があればそちらで検討していただけないでしょうか。

(副委員長)

すみません。私は、自然環境にも関わってくるので、考えているのが、外来種の問題。身の回りに外来種が多いです。住宅の庭のお花だとか。片方で自生種を守ろうという考えもある。例えば自然公園の中で自生種を守ろうということであれば可能かもしれません。しかし、都市環境の中、あるいは狭間で自生種を守るのは中々難しいでしょう。桜の木を一生懸命植えていますが、細かくいうと実は外来種ですね。だから非常に難しい問題です。

景観という分野になると、外来種であっても綺麗だからエゾタンポポが育っても制限していくといった考えを統一させるににくいものと考えます。おっしゃることは非常に納得がいくけれども、中々難しい問題ですね。

(委員)

よろしいでしょうか。この図でいくと、48 ページをご覧くださいと思います。ここに写真が出ています。4 枚出ていますが、上から 2 つ目。これは市街地の実際の景観ですね。景観が見事にあらわれています。今度戻ります。34 ページです。34 ページには下の方に 3 つの模式図というか、図が出ています。この決定的な違いは、私も日頃から町を歩いて感じますが、電柱がないです。綺麗になっています。

中標津でも現状は電柱が全部設置されている状態ですが、今後景観を創っていく上では、この電柱の設置されている状況をどういうふうと考えていくのでしょうか。今すぐ対応をとるわけではないのですが、この辺りのお考えがもしあれば聞かせていただきたいと思います。

(望月課長)

はい。景観を考える上で電柱というのはすごく重要なものになります。国の交付金の中でも、無電柱化の事業があります。ただ、大変予算がつきにくい状況で、全国的にも無電柱化のパーセントというのは、正確ではありませんが日本は国際的にも 2% くらいしかなく、低

いです。外国、ロンドンだとかは 90%や、100%というところもあるらしいですけども、無電柱化にする場合は北電だとか NTT など事業者の費用負担の割合が決まっていて、かなり厳しい状況になっています。それが原因で進まないというのがあります。

今後どのようなかわかりませんが、東京オリンピックの関係で、無電柱化が進むのではないかという話は協議されているようです。しかし、果たして地方までそれが回ってくるかという大変厳しい状況だと思います。

町としての、無電柱化の必要性などは今後やはり考えていかなければならない部分もあります。一方で災害時の電柱倒壊の問題も出てきますので、無電柱化については予算の関係もあるのですが、今後の課題として国の方でも考えているようです。

年間まだまだ電柱が増えていっている状況です。ですから、無電柱化については検討しなければならないのですが、大変時間のかかる問題になるかなという考えです。なくすだけではなくて、例えば、モデル的に地区を決めて無電柱化の事業を入れるといった、手法も考えられるか思います。ただ、その場合も電気会社との協議、それから無電柱化事業の年間件数という枠が決まっているということで難しいことではあります。景観に関しては、そういった部分は、無電柱化についての認識というのは持っていて、あとは、事業化についてどうしていくかという状況です。

(委員)

はい、わかりました。

(委員長)

ありがとうございます。他に何か。

地区ごとの景観の形成のルールですので、皆さん住んでいるところでも、どなたでも結構ですけども、何かご意見ご質問ありましたらお願いします。

(委員)

ちょっと教えてほしいのが、太陽光パネル、ソーラーパネルの、景観形成基準が 27 ページに 2000 ㎡と書いてあるようですが、それ以外にはないのでしょうか。例えば 2000 ㎡以下の対策や、別にソーラーパネルの取り扱いルールのようなものがあるのでしょうか。

というのは、2000 ㎡のソーラーパネルだとそれなりの面積を占めることになるので、少なからず景観に影響するものと感じます。また、建物の屋根に付くもの、庭先や敷地の中にばらばらと建っている様子は景観としてまいちだと感じています。

(望月課長)

太陽光パネルの 2000 ㎡というのは北海道の景観条例に基づいて、パネルの面積が 2000 ㎡以上の場合は届け出が必要になっています。それが一つの基準としてありますので、それを理由にしています。

自然エネルギーのことで、エネルギー政策の観点もあり、個人の住宅ということになると、個別の太陽光パネル設置がどこまで景観に対して影響があるのかというのは、現状、判断は中々難しいです。そこで、今ある基準として 2000 ㎡という届け出基準がありますので、この内容を採用しています。

また、町でも家庭用の太陽光パネルの設置について補助金を出している状況もあります。中々エネルギー政策の関係と景観の部分で異論はあるところなのですが、その中で一定の面

積、つまり 2000 m²という以上だと景観に影響があるだろうと判断されています。

現在町の基準は、敷地面積の 10,000 m²の太陽光パネル、しかも事業用のものについて届け出をしていただいている状況になっています。それを、2000 m²まで狭めるためきつくなりますが、こうした整理をさせていただきました。

(委員)

僕が言いたいのは、決して太陽光パネルに期待するのではなくて、オイルタンクや室外機などへの配慮事項は記載があるため、太陽光パネルの設置の仕方についても何か記載があってもいいのではないかと考えです。

例えば、住宅の屋根の上に直接太陽光パネルが乗っている様子は許容範囲に感じるが、建物の屋上に架台も作って太陽光パネルをのせるのは、いかがなものかなと感じます。

そのため、景観に配慮した作り方などの記載があっても良いのではないのでしょうか。

(望月課長)

工夫はしてもらいたいなという思いはあります。規制ではないですが、景観に配慮するという形では書き込めるかなと思いますので、太陽光パネルの乗せ方、架台の作り方などについて検討したいと考えています。

(委員長)

そうですね。確かにそれはこのオイルタンクや室外機というのがこの部分になりますね。今の太陽電池の発電設備は非常に興味深い議論で、私がちょうど北海道庁の景観審議会長をやっていた最後の仕事为先ほど言っていた北海道で 2000 m²以上は届け出を出してくださいというガイドラインを作ったのですが、そのときの議論はやはり事業用のものが主に規制対象としてありました。

今のご質問にありました、家庭で屋根につけているのは仕方ないですけども、広いお庭の一角に建てるのはということですね。そういうものについて、確かに、室外機や建築物の付帯施設と同じように、周りを緑化するや、目隠しをしてという配慮を促すための一言を入れるというのはあるのかなと、聞いていて思いました。

他に何かありますか。

(副委員長)

36 ページに東武佐という言い方はしません。上武佐や、武佐であれば、中央武佐と呼んでいたりする。ほんの些細なことです。

(委員長)

1 点目について、事務局いかがでしょうか。

(事務局)

地域に合わせて、修正いたします。

(副委員長)

それと、修正していただいたところで申し訳ないのですが、世界農業遺産の話で、7 ページです。世界農業遺産に匹敵するような、準ずるようなという表現が私はほしいです。そうでないと、世界的には価値がないとそれで終わってしまう。だから、どれくらい価値があるかという例え話で「世界農業遺産に匹敵するくらい」という言葉を入れられないでしょうか。

(委員長)

はい、ありがとうございます。2 点目は農業遺産のお話ですけども。前回にもご提案いただいて、要するに農業遺産を目指そうとすることで、まち全体の意識が高揚するのではないかと、というお考えだったかと思います。

この景観計画というのはいろいろな側面があると思いますが、行政の立場からはある意味景観まちづくりを進めるマニフェストになるかと思っています。町民の皆さんにも、行政の考え方を汲みながら、自ら取り組んでいくことを促すことになるかと思っています。こうした主な 2 つの側面があると思うのですが、農業遺産という固有名詞が出ると、それを目指していくのかという議論を生むことへの危惧があるかと思っています。

農業遺産ということではなくて、「世界的にも価値のある農業景観」ですから、固有名詞に限らない少し言い方はあるかと思っています。

町の景観の取り組みで、中標津全体の農業遺産ということでこれからやっていくと、もう少し大きな括りの中でこちらを目指すということであれば景観はもちろん、農業遺産ということで良いと思います。しかし、農業遺産登録を目指すのであれば、庁内で調整していただく必要があるかと思っています。つまり、景観の分野だけで農業遺産について話していくことは難しいのではないかと、いうことを調整していただければと思うのですが、よろしいでしょうか。

(望月課長)

経済部長の菅野委員が欠席のため、世界農業遺産の件は後ほど協議したいと思います。

それと世界農業遺産についてですが、世界農業遺産というのは、切り口としては農業です。農業のシステムについて保存することや、継承していこうという内容のものになっています。その中に景観も一つの観点としては入っているということなので、その点踏まえて、本当に世界農業遺産という言葉を持たせるかどうか。正式な形では協議はしませんが、農家の方々の意向や、世界農業遺産に取り組むことの盛り上がりといった検討の熟度や機運がまだ足りないものと、庁内で話しておりました。いずれにしても継続協議の案件になることをご了承いただきたいと思います。

(副委員長)

世界農業遺産という言葉でなくても、『世界農業の遺産』でいいでしょう。要はこのままの文章だと、埋もれてしまうのではないかとこの考えです。

(委員長)

わかりました。

(副委員長)

それと、42 ページです。新しく公共施設の指定のところなのですが、右側の(3)指定が想定される公共施設(例)の、川、道路、防風林があっているのですが、公園がないですね。特に私がお勧めしたいのが丸山公園。この中で例として丸山公園を入れてはどうか。

それと合わせて復元の話があります。この町に残っているものは、資料 2 の中にいくつか載っていて、伝成館や旧土田旅館の写真が載っています。

あと文化財ですよ。文化財というのは古さがないと価値がない。ちょっと話が長くなりますが、東本願寺は世界遺産ではなくて西本願寺が世界遺産になっている。理由は東本願寺が焼けて後から建った。そのため、あと 10 年 20 年 30 年経たないと世界遺産にならないの

ではと考えました。

実は、ある方のお話しで上武佐の駅舎を復元してはどうかと考えています。建物を復元した場合は、景観重要公共施設を示す(3)に該当するのでしょうか。文化財には該当しています。もし復元された場合、駅舎周辺も含めて景観として捉えられるのではと考えます。すぐに結論を出さなくてもいいのですが、あり得るのではかという話です。

(委員長)

3点目、4点目はこの景観重要公共施設に公園は含まれないのかという話と、復元の話がありましたけれども、これはどうでしょうか。

(事務局)

公園の部分は、河川と道路などに加えて追加するなど検討したいと思います。

復元のところは、すぐにお答えできない状況ですので、また改めて調べてお話したいと思います。

(委員長)

ありがとうございます。復元されたものを景観重要公共施設や重要建造物にできるかということ、少し他都市の事例のことを勉強して、検討してからということになるかと思えます。ご提案としては、復元することによってその地域の地域価値を上げる、作り上げるということかと思えます。景観的にはいいと思うのですが、重要公共施設になるかならないというところは少し次回の宿題ということによろしいでしょうか。

(副委員長)

駅舎だけでなく、周りも含めて景観という見方もある、という意味で言わせていただきます。

(委員長)

はい、わかりました。ありがとうございます。他はいかがでしょうか。

(委員)

同じ42ページで、教えてください。公共施設は建物のことをイメージしてしまうのですが、川や道路も含めているのですか。

(事務局)

公共施設は建物も道路なども含めて、行政が管理している施設となります。

(委員)

(3)で指定が想定される公共施設(例)と項目がありますが、可能なら、景観重要公共施設(例)にできますか。

(事務局)

例として写真を掲載しておりますが、さまざまな公共施設の中から、各施設の管理者とも協議を経て景観重要公共施設として指定する流れになるかと思えます。そのため、(3)についてはあくまで指定が想定される公共施設の例として記載しております。

(委員)

わかりました。意味が理解できました。

(委員長)

よろしいでしょうか。そうしましたらもう一つ報告がございますので、事務局よろしくお

願いたします。

説明：資料2 44 ページ～

景観まちづくりワークショップの開催概要

(委員長)

ありがとうございました。44 ページからの7章は、今日始めて皆さんにお披露になりました。この7章を作るときに景観まちづくりワークショップを開催しています。それが活かされているということです、ご説明でございました。最初にご質問ご意見いただきたいと思いますけども、何かありますか。

(委員)

NPO 法人景観ネットワークとして、つい先日の6月のワークショップに参加させていただきました。

最初は少し補足です。はじめ、この景観計画に書かれている『景観整備機構』という話は全然しないつもりで、東田はファシリテーターの段取りをしていました。しかし、あるNPOの参加者の方から、「なぜ、町内会や街づくり協議会、NPO など色々な活動団体を集結させているのか、何が目的なのか」という話が出されました。そのため、冒頭から「中標津型の景観整備機構をつくっていくには、何が必要か、どうしたらできるか、という議論をしたい」ということで始まりました。

そのうえで、ここからは質問です。例えば、先日のワークショップに参加された方は、資料2の45ページ以降に書いてある内容が、ワークショップで検討した内容とイメージが一致するのか、あるいは、他にこんなことを盛り込むべきではないか等、ご意見を伺いたいと思います。

なかしべつ体験観光ネットワークのメンバーとして、当日は瀬波さんがワークショップに参加されていました。森田副委員長もおそらく、報告を受けておられると思います。どのように感じられたか、個人的に伺いたいと考えておりました。

また、ワークショップに参加されていない皆さんや、今回の策定委員として各業界の代表として来られている皆さんも、資料2の45ページの形式および考え方、46ページ以降に記載した様々な具体的な内容に対して、どのような印象をお持ちなのか、是非お聞かせいただければいいなと思います。

(委員長)

ありがとうございます。何かワークショップに参加された方で、ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(委員)

私もこのワークショップに、活動団体のE-Photo Clubとして参加しました。

今回、推進方策の案が出てきていますが、はじめて見た方の印象としては、これについて良し悪しの判断ができないのではと思っています。そこで、植田さんのお話を聞いて、そのワークショップに参加した人たちがこの文言を見てどう思うのか、そこで確認してから、この策定委員会の場で承認する形になったらいいのかなと思いました。

景観まちづくりの取り組みは、結局のところ、町民や活動団体、自分達でやらなきゃならないと決心することだと思います。町民の皆さんに「やろう」と、納得してもらうことが一番スムーズなのかなと思いました。

(委員長)

ありがとうございます。そうですね。景観まちづくりとして取り組んでいく方策がたくさん書いてある状態で、冊子やインターネットでも発信されることを考えると、もう一度ワークショップの場で確認していただく流れがよろしいかと思います。

(委員)

私もワークショップに参加しましたが、その時の考えも含めてまとまった案が今日初めて提示されたので、ここで議論するのか私も考えましたが、どこか別に確認する場面があった方がいいのではないかと思います。貴重な提案だと思いますので。

ワークショップの時は、色々な団体が集まって行きつく先が活動団体の交流だけに終わらず、一つの組織、ないし仕組みとして育っていくことが必要ではないかというのは、その他の参加者にも大分理解されたと感じています。

しかし、役割やこれだけ体系的になった資料を見たのははじめてで、ワークショップではこのような提案はされていけませんので、今度どこかで、それこそ皆さんでこれの下敷きにして検討される機会があったらいいなと思います。

(委員長)

ありがとうございます。もう一度ワークショップのメンバーでお会いして、こういう形でまとめているということ、報告がてらご意見いただくというのは価値がありますね。

(委員)

それは次のステップとしてやっていきます。

(委員長)

ワークショップに参加されなかった方でも、景観整備機構などの考え方も最終形の中に入るわけなので、ご意見ご質問あれば出していただければと思います。

(委員)

景観整備機構というものをはじめて聞きました。やることは資料に書いてあるから分かるのですが、どういう組織、立ち位置になるのでしょうか。

例えば、理事長のような立場が設置されているのか、事務局が必要など、そういうところを考えた上で、何か行政も関係しながら例えば一部助成などもしながら運営されていくものなのでしょうか。

(望月課長)

景観整備機構の位置づけは、行政と連携関係になると思いますが、それらについては今後この機構がどういう形がいいのか、それぞれまた各団体との話し合いの中で決めていきたいなと思っています。今現段階ではまだその辺までは整理できていませんので、ご了承ください。

ただ今後、景観を考える部分でいくと、やはり行政だけでは限界がありますので、景観整備機構などの中立組織と協力しながら一緒に景観づくりを進めていくことができる組織というものを目指したいと思っています。そういった部分は少しずつ議論して進めていきたいと

思っています。

(委員長)

景観整備機構というのは、資料 2 にもありましたように景観法に基づいて指定される組織ではありますが、一般的には、建築士会などプロフェッショナルの方が手を挙げて景観整備機構に指定される例が多くあります。中標津の場合は、建築士会、農協他、いろいろな個々の組織を繋げて景観整備機構を作ろう、という非常に画期的な新しい試みになるかと思います。まだ中々決まり切れていないところも多くありますが、これから今回の 9 月に向けて市内や、もちろん農協の方などとお話をしながら進めていきたいというところのようです。

他にはよろしいでしょうか。

それでは、7 章にあたる 44 ページ以降は今日はじめて皆さんにお示ししましたので、是非資料を持ち帰って読んでいただいて、また次回 9 月の時はもっとバージョンアップされたものが出てくるとは思いますが、いろいろとご意見ご質問を考えておいていただければありがたいと思います。

それでは、今日の策定委員会の進行はここまでといたします。事務局へお返しします。

(望月課長)

長時間に渡りありがとうございます。事務局からお知らせします。まず今回の策定委員会ですが、9 月 9 日金曜日を予定しております。日程の方の調整よろしく願いいたします。

また、翌日 9 月 10 日は、まだ内容は検討中ですが、なかしべつ景観フォーラムを開催します。ただ、今までのような講話を聞くだけではなく、すこし違った企画でやりたいなというふうに思っています。まだ内容のほうは確定していませんので、決まり次第お知らせをしたいなと思います。日程としては 9 月 10 日土曜日になりますけれども、日中に市街地のまち歩きですとか、そういったものもちょっとやりたいなというふうに思っています。

それでは、今日いただいたご意見を反映して、また計画の検討を進めて行きたいと思っております。どうも貴重なご意見ありがとうございました。

それでは、最後に森田副委員長のほうからご挨拶いただいて終わりたいと思います。

(副委員長)

皆さん、ご苦労様です。まだまだ難しいことがいろいろ残っています。また 9 月に話し合いが持てるかと思っています。最後にちょっと不躰な発言をさせていただきました。それでは、これにて本日の委員会を終わらせていただきます。本日はどうもありがとうございました。